

- 4 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した日
令和8年4月1日
- 5 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

富山県告示第289号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第151条の2の規定により告示する。

令和8年5月27日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
富山市新総曲輪4番18号
公益財団法人富山県文化振興財団
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務及びその事務に係る歳入等又は歳出
高志の国文学館図録等販売業務における図録等販売代金の徴収・収納事務及び
当該事務に係る図録等販売代金
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した日
令和8年4月1日
- 5 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

富山県告示第290号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 第 1 項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第 151条の 2 の規定により告示する。

令和 8 年 5 月 27 日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
富山市新総曲輪 4 番18号
公益財団法人富山県文化振興財団
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務及びその事務に係る歳入等又は歳出
富山県水墨美術館図録販売業務における図録販売代金の徴収・収納事務及び当該事務に係る図録販売代金
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した日
令和 8 年 4 月 1 日
- 5 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

富山県告示第291号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 第 1 項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第 151条の 2 の規定により告示する。

令和 8 年 5 月 27 日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号
富山 F S パートナーズ

代表者

東京都江東区大島一丁目9番8号
株式会社フクシ・エンタープライズ

構成員

東京都江東区大島一丁目9番8号
株式会社フクシ・エンタープライズ
東京都千代田区神田駿河台三丁目3番地4
三幸株式会社

- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務及びその事務に係る歳入等又は歳出
富山県美術館図録販売業務における図録販売代金の徴収・収納事務及び当該事
務に係る図録販売代金
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した日
令和8年4月1日
- 5 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

富山県告示第292号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付
受託者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17
号）第29条の2の規定により告示する。

令和8年5月27日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
中新川郡立山町芦峯寺93番1号
富山県立山博物館友の会 会長 見角 要

- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
富山県立山博物館の図録等販売代金
- 3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定納付受託者の指定をした日
令和8年4月1日

富山県告示第293号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の 2 の規定により告示する。

令和8年5月27日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
富山市新総曲輪 4 番18号
公益財団法人富山県文化振興財団
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
高志の国文学館の図録等販売代金
- 3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定納付受託者の指定をした日
令和8年4月1日

富山県告示第294号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付

受託者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の2の規定により告示する。

令和8年5月27日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
富山市新総曲輪4番18号
公益財団法人富山県文化振興財団
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
富山県水墨美術館の図録販売代金
- 3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定納付受託者を指定した日
令和8年4月1日

富山県告示第295号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の2の規定により告示する。

令和8年5月27日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
東京都江東区大島一丁目9番8号
富山F S パートナーズ
代表者
東京都江東区大島一丁目9番8号
株式会社フクシ・エンタープライズ
構成員

東京都江東区大島一丁目9番8号
株式会社フクシ・エンタープライズ
東京都千代田区神田駿河台三丁目3番地4
三幸株式会社

- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
富山県美術館の図録販売代金
- 3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定納付受託者の指定をした日
令和8年4月1日

富山県告示第296号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において5月27日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和8年5月27日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 高岡庄川線	砺波市柳瀬811番3から 砺波市柳瀬811番3まで	変更前		最大 10.9 最小 10.8	5.0	砺波土木 センター
		変更後		最大 16.2 最小 15.8	5.0	

県道 黒部宇奈月線	黒部市三日市字桜枝3470番7から	変更前		最大 25.7 最小 7.6	770.0	新川土木 センター 入善土木 事務所
	黒部市荻生字新堂6600番1まで	変更後		最大 25.7 最小 11.3	770.0	
県道 本野三日市線	黒部市三日市字桜枝3106番11から	変更前		最大 11.7 最小 6.0	65.0	新川土木 センター 入善土木 事務所
	黒部市三日市字桜枝3116番15まで	変更後		最大 16.2 最小 6.0	65.0	
県道 魚津入善線	黒部市荻生字新堂6660番1から	変更前		最大 27.7 最小 15.8	32.7	新川土木 センター 入善土木 事務所
	黒部市荻生字新堂6600番1まで	変更後		最大 36.5 最小 18.4	32.7	
県道 沓掛魚津線	黒部市三日市字桜枝3470番7から	変更前		最大 11.6 最小 6.9	30.0	新川土木 センター 入善土木 事務所
	黒部市三日市字桜枝3116番15まで	変更後		最大 11.6 最小 6.9	30.0	

富山県告示第297号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において5月27日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和8年5月27日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 黒部宇奈月線	黒部市三日市字桜枝3470番7から 黒部市荻生字新堂6600番1まで	令和8年5月27日	新川土木 センター 入善土木 事務所
県道 本野三日市線	黒部市三日市字桜枝3106番11から 黒部市三日市字桜枝3116番15まで	令和8年5月27日	新川土木 センター 入善土木 事務所
県道 魚津入善線	黒部市荻生字新堂6660番1から 黒部市荻生字新堂6600番1まで	令和8年5月27日	新川土木 センター 入善土木 事務所
県道 沓掛魚津線	黒部市三日市字桜枝3470番7から 黒部市三日市字桜枝3116番15まで	令和8年5月27日	新川土木 センター 入善土木 事務所

富山県告示第298号

森林法第 189条の規定による告示及び掲示について

保安林の指定施業要件の変更予定に係る次の森林について、森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第 189条の規定により当該通知の内容を南砺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年5月27日

富山県知事 新 田 八 朗

1 保安林の所在場所及び所在が不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	所在が不分明である 通知の相手方
南砺市東中江字水無3	田島隆一

2 通知の要旨

令和8年4月27日富山県告示第254号のとおり

富山県告示第299号

森林法第189条の規定による告示及び掲示について

保安林の指定施業要件の変更予定に係る次の森林について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第189条の規定により当該通知の内容を南砺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年5月27日

富山県知事 新 田 八 朗

1 保安林の所在場所及び所在が不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	所在が不分明である通知の相手方
南砺市利賀村阿別当字松尾8の1、8の2、8の3、8の4	高倉恒夫

2 通知の要旨

令和8年4月27日富山県告示第255号のとおり

富山県告示第300号

森林法第189条の規定による告示及び掲示について

保安林の指定施業要件の変更予定に係る次の森林について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第189条の規定により当該通知の内容を富山市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年5月27日

富山県知事 新 田 八 朗

1 保安林の所在場所及び所在が不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	所在が不分明である通知の相手方
----------	-----------------

山県規則第17号) 第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和8年富山県告示第146号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を提出期限までに、4(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した応札仕様書等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (2) 応札仕様書等の提出期限

令和8年6月12日 午後5時15分

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書及び応札仕様書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

- (2) 入札説明書の交付方法

令和8年5月27日から同年6月5日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札書の提出期限

令和8年6月19日 午前10時

- (4) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時

令和8年6月19日 午前10時

(2) 開札場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部9階 901会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いの下で行う。ただし、開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の1か月分の賃借料の金額とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の応札仕様書等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。